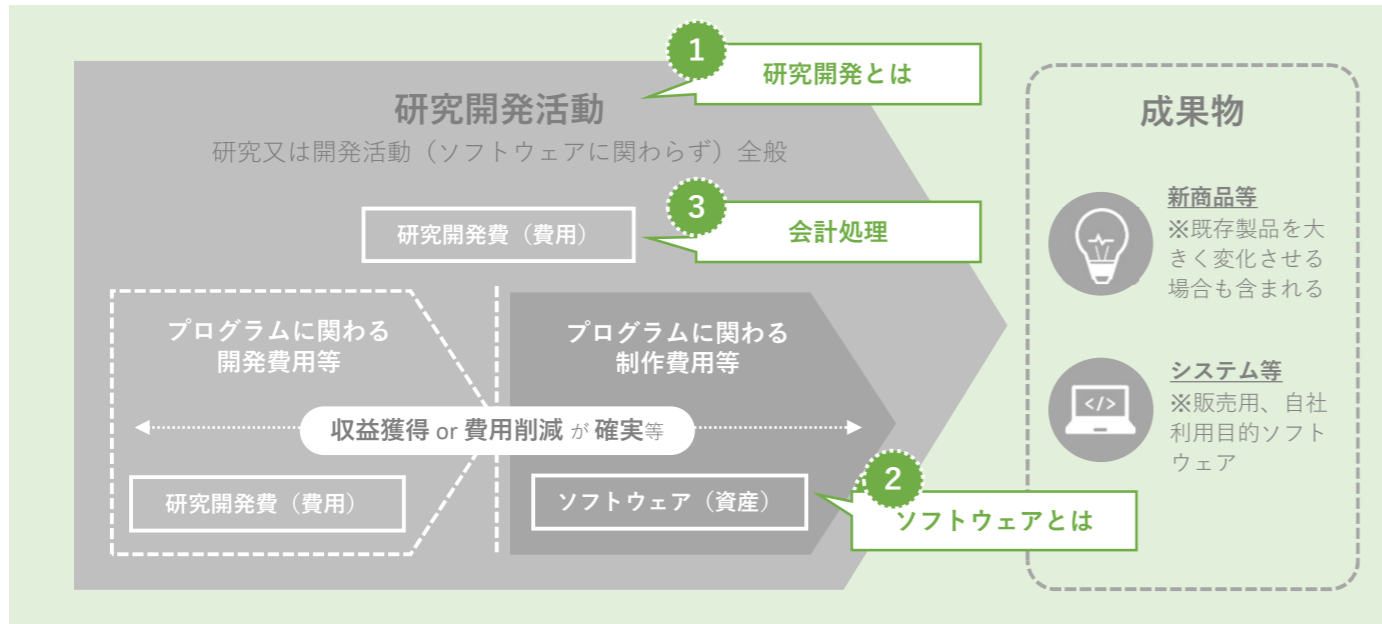


【全体概要図】



1 研究開発とは

(1) 研究・開発の定義

⇒ 「研究」及び「開発」のそれぞれに定義が定められている。

研究 … 新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究

開発 … 「新しい製品・サービス・生産方法」又は「既存の製品等を著しく改良するため」の計画、設計のため、研究の成果その他の知識を具体化すること

基準上の定義をもって直感的に理解することは難しい部分があるが、まずは新商品の開発等、「新しい」ことへの取り組みと理解するのが良い。ただし、「新しい」にも程度がある。例えば新商品開発の際、一部の部品を変えただけでも、ある意味新しいと言えるが、研究開発に該当するには、全く新しい商品や、著しい変化が認められるような、相当程度革新的な変化が求められる。

(2) 研究開発費とは

⇒ 上記、「新しい」ことへの取り組みに要した費用（支出）が「研究開発費」。税務上の「試験研究費」に近いが全く同じではない。組織的に研究開発に関わる部門を置いている企業もあるが、部門で判定を行うのではなく、あくまで研究開発費に該当するか否かはその活動を基準とする。要するに、研究開発部門に所属していたとしても、研究開発活動を行っていないのであれば、それらの費用は「研究開発費」には該当しない。反対に部門を設けずとも、研究開発活動に関わる場合には「研究開発費」に該当する。

(3) 研究開発費の管理方法

⇒ 実務上、研究開発活動か否か境界の判断は難しい場面も多い。研究開発費の管理方法は企業によって異なるものの、なるべく研究開発プロジェクトごとに活動を区分し、それに要した費用等は整理しておくことをが望ましい。場合によっては原価計算も必要となり、プロジェクト単位の従事時間などが必要となることもある。

2 ソフトウェアとは

⇒ ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように、指令を組み合わせることで表現したプログラム等をいう。

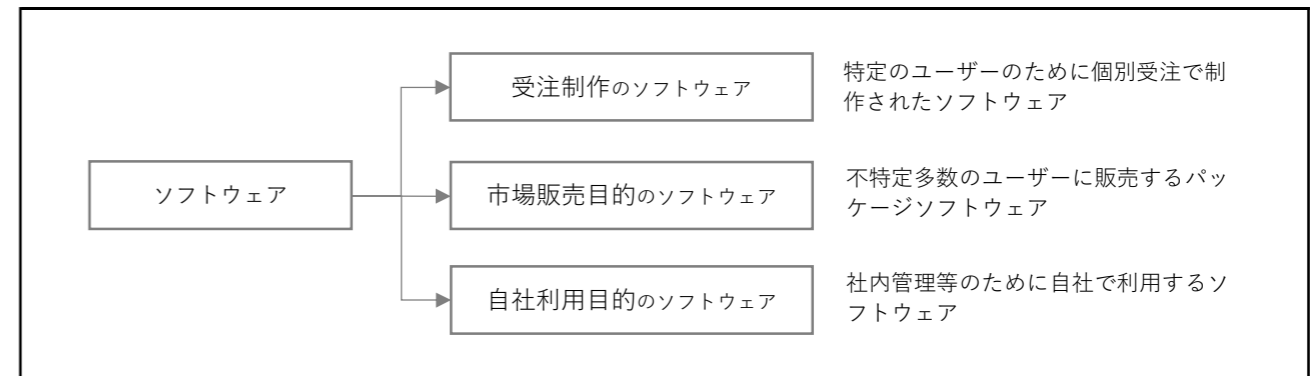
これも基準上の定義で明確な範囲を捉えるのは難しいかもしれないが、まずは会計ソフトを始めとしたパッケージソフトや、オンライン上のクラウドサービスなどを想像してもらいたい。

受注制作のソフトウェアを除き、ソフトウェアは無形固定資産として計上する（受注制作は原価処理される）。

新しいソフトウェアの開発する場合、その開発初期段階は研究開発の定義に当てはまる可能性が高く、開発の進行につれて資産計上される可能性が高まる。そのため、その発生時期（発生原因）によって会計処理が変化する。

ただし、この研究開発費か、ソフトウェアかの線引きは難しい部分もあり、会計基準上判断基準が示されている。

なお、ソフトウェアの会計処理は、その制作目的（取得目的）によって、3つの分類ごとに定められている。



対象とするソフトウェアの性質にもよるが、既製品が存在する分野の場合、自社開発よりも他社から購入するというケースの方が多いと考えられる。しかし、会計処理は取得形態で判定をするのではなく、上記の通り制作目的によって会計処理が決まる。外部から会計システムや、生産管理システム、販売管理システムを取得するようなケースは多いが、これらは「自社利用目的のソフトウェア」に該当することが多く、自社に研究開発行為は無い。そのため、取得額が「ソフトウェア」として資産計上されることが多いのである。

3 研究開発費、ソフトウェアの会計処理概要

(1) 研究開発費の会計処理

⇒ 研究開発費は資産計上できず、発生時に原則として販売費および一般管理費として処理する。

製造現場における研究開発については一部製造原価に含めることができるが、その場合、棚卸資産に配分されることになってしまうため、内容の明確化が求められており、無条件に製造原価処理できるわけではない点に留意が必要。

なお、支出の対象がたとえ機械装置などの固定資産であったとしても、発生時費用処理が原則（研究開発後の転用が認められる場合には資産計上）。研究開発を外部委託するケースも多いが、その場合は研究内容の検収を行った時点（発生時）で費用処理する。

(2) ソフトウェアの会計処理

⇒ 受注制作目的のソフトウェアを除き、ソフトウェアは基本的に資産として処理する。

ソフトウェアの会計処理は前述の通り、その制作目的（①受注制作、②市場販売、③自社利用）によって分類されているため、詳細な会計処理はそれぞれを参照されたい（別コラムにて解説）。